広報 あいかわ

合川町広報
No. 174
発行日・45, 2, 10 (2,700部)
発　行・秋田県北秋田郡 合川町 合川町役場
編集人・広報係 福岡昭二

わたくしたちの町

人口　男　5,140人
　　女　5,499人
　　計　10,639人

11.12月中の転入 11月 27人 / 12月 57人　転出 11月 30人 / 12月 20人

世帯数　2,205世帯

意向調査

農家の後継者がきまっていないが四〇%も

米の過剰でいろいろな対策がたてられていますが、現実の問題として困るのは農家なわけです。そのきびしい状勢を乗りきるためには国の農政に期待することは勿論ですが、農家自体も思いきって近代化に踏みきるなり、いわゆる、うまい米を安く作るための努力が必要なわけです。町ではきびしい状勢に対処する施策としてほ場の整備や、第二次農業構造改善事業の導入等農家のみなさんと話し合いをしながら進めていますが、これはなんとしても農業者の意向を尊重して実施されなければなりません。

そこで町の経済課では次のことについてアンケートをとりましたので招介します。（西、南地区分）

問＝第二次農業構造改善事業で大型機械を導入して稲作経営を合理化する場合、次のいずれの方法がよいと思いますか。一つだけ○印をつけてください。

ア＝全町または旧村ぐらいの単位の機械化一貫作業体系の方法がよい。

一一・四%

イ＝部落単位ぐらいで共同利用すればよい。

三六・四%

ウ＝機械の効率上三五ヘクタールぐらいの単位で共同利用すればよい。

一五・三%

エ＝共同利用、協業方式をとっても参加する意志はない。

七・九%

無回答。

二九・〇%

問＝部落単位または三十五ヘクタールぐらいで共同利用する場合、あなたはどの機械の組み合せがよいと思いますか。

ア＝トラクター、コンバイン。

六・四%

イ＝トラクター、コンバイン、バインダー。

五・〇%

ウ＝トラクター、田植機、コンバイン、バインダー。

一〇・九%

エ＝トラクター、防除機、コンバイン、バインダー。

一四・六%

カ＝トラクター、田植機、コンバイン、バインダー、トラック、ライスセンター。

八・四%

キ＝トラクター、防除機、コンバイン、バインダー、トラック、ライスセンター。

三・七%

ク＝トラクター、田植機、防除機、コンバイン、バインダー、トラック、ライスセンター。

一六・一%

無回答＝

三〇・二%

問＝部落単位ぐらい、または三十五ヘクタールぐらいの単位の共同で、大型機械の共同利用形態ができた場合、あなたは何を望みますか。

ア＝トラクター、田植機、コンバイン、バインダー、トラック、ライスセンター、カントリーエレベーター。

二〇・〇%

イ＝ライスセンター。

一七・一%

ウ＝ライスミル。

八・四%

エ＝カントリーエレベーター。

一七・三%

無回答＝

二一・〇%

問＝農協または生産組織体で大規模施設を設備する場合、あなたは何年頃に参加したいと思いますか。

ア＝四十五年　六・四%

イ＝四十六年　一五・一%

ウ＝四十七年　一一・九%

エ＝四十八年　八・二%

オ＝四十九年　〇・二%

カ＝五十年　一〇・四%

無回答＝

四七・八%

問＝あなたは構造改善事業で大規模の乾燥籾摺、籾貯蔵等をもし、農協または生産組織体で施設し一定料金を定めて利用させることになった場合、あなたはどうしますか。

ア＝利用する。

三八・六%

イ＝現在自分に施設があるので利用しないが、将来利用する。

二二・一%

ウ＝現在将来とも利用する意志はない。

八・四%

無回答＝

三〇・九%

問＝農協または生産組織体で大規模施設を設備する場合、あなたは何を望みますか。

ア＝耕作させる人があれば請負耕作したい。

一七・三%

イ＝請負耕作する人があれば耕作させる。

二六・二%

ウ＝自分の土地は、自分で耕作するし、他人のものも耕作しない。

四八・一%

エ＝きまっていない。

三九・九%

オ＝その他

一一・〇%

無回答＝

二一・〇%

以上のとおりですが、無解答が意外に多かったことは、世帯主が出かせぎに行って不在であったり、農業をとりまく情勢の変化があまりにも激しいため、その判断に困惑された方もあろうかと思われます。

問＝あなたは請負耕作が制度化されるとどうしますか。

ア＝拡大したい。

一一・六%

イ＝現状維持。

四四・三%

ウ＝縮少したい。

三・二%

エ＝やめたい。

二〇・〇%

無回答＝

二一・〇%

問＝経営の拡大には限度があり、農外収入より道がないとすれば、あなたは次のどれを選びますか。

ア＝恒常的労賃一五・六%

イ＝出稼ぎ

一〇・九%

ウ＝人夫、日雇　九・二%

エ＝あとつぎ兼業

一一・六%

オ＝自営兼業　二六・〇%

カ＝その他　五・七%

町の出稼ぎ者六三六人

四月に互助会結成へ

ことし、町の出稼ぎ者は、に具体化するため、去る一男五百七十人、女六十六人となっています。これらの殆んどは東京、大阪を中心としたその周辺で就労しているようですが、最近米を中心とした経済状勢がきびしくなり、こうした事情を反映して出稼ぎ者は年々激増するものと予想されます。

町ではこうした方々の卒直な要望や意見を聞いて、その対策をたてるため、去る八月第一回の出稼ぎ者懇談会を開き、有利な条件で働くためには組織化が必要なので、組合結成の方向を打出していた。これをさらに月四日出稼ぎ者、民生委員、町当局等約五十名が出席し、第二回目の懇談会を開いて話し合った結果、次のような互助会をつくり、四月の帰省を機会に出稼ぎ者総会を開いて最終的に決定、発足することを申し合せて散会した。

合川町季節労務者互助会規約（案）

（名　称）

第一条　本会は合川町季節労務者互助会と称し、事務所を合川町役場町民課に置く。

（目　的）

第二条　本会は会員相互の親ボクと融和をはかり、有利にして安全な就労と、事故発生の場合互いに助けあうことを目的とする。

（組　織）

第三条　この会は合川町に居住する季節労務者をもって組織する。

（事　業）

第四条　本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1)職安の指導による優良事業所の開拓
(2)季節労務者に必要な講習会の開催
(3)求人情報および連絡強化のため連絡情報の発行
(4)帰郷時の就労情況報告会の開催
(5)事故発生の場合の実情調査および見舞金の給付
(6)留守家族問題の指導と解決
(7)その他目的達成に必要な事項

（役　員）

第五条　本会に次の役員を置く。

(1)会　長　一名
(2)副会長　三名
(3)理　事　三十五名
(4)監　事　四名
(5)審査委員　八名
(6)顧　問　若干名

（選任および任期）

第六条　本会の役員は総会において選任する。役員の任期は二年とする。但し、再任をさまたげない。

二、役員に欠員を生じ補充したときは、前任者の残任期間とする。

（班の設置）

第七条　本会の活動を円滑にするために職種毎に班を編成し、班長が連絡係となる。班長は職種毎に選任する。

（審査委員会）

第八条　本会に見舞金給付に関する調査決定のため、審査委員会を設置する。委員は会員および学識経験者より選任する。任期は二年とする。

（見舞金の給付）

第九条　見舞金は別に定める給付規定による。

（会　議）

第十条　会議は次により行ない、会長が招集し、会議の議長となる。

(1)総　会（毎年一回四月に開き、役員の選任、規約の改正、見舞金給付状況、会計の報告、承認、その他本会運営に関する必要な事項の決定）
(2)臨時総会（必要により開催する）
(3)役員会（必要により開催する）
(4)審査委員会（必要により開催する）
(5)班長会（必要により開催する）

二、監事会（毎年四月定時会、その他必要により開催する）

三、顧問は会議に出席して意見をのべることができる。

（経　費）

第十一条　本会の経費は次の収入をもって充てる。

(1)会　費
(2)補助金
(3)寄付金
(4)事業収入
(5)その他の収入

（会費の納入）

第十二条　会費は四月に納付するものとする。

二、新規加入者は加入と同時に納付するものとする。

（会計年度）

第十三条　この会の会計年度は四月一日にはじまり、翌年の三月三十一日までとする。（但し設立当初は昭和四十五年一月より翌年三月三十一日までとする）

（簿　冊）

第十四条　この会に次の簿冊を備える。

(1)会員名簿
(2)役員名簿
(3)顧問名簿
(4)会計簿
(5)会議録
(6)事務簿
(7)規約つづり
(8)規定つづり
(9)給付明細簿
(10)出張命令簿

第十五条　この規定にないことは役員会で決定処理し、次の総会に報告し、承認を得るものとする。

見舞金給付規定（案）

第一条　合川町季節労務者互助会員が事故にあった場合は、この規定に基づいて見舞金を給付する。

第二条　この規定により、事故とは次の事項をいう。

(1)死　亡
(2)負　傷
(3)疾　病
(4)賃金不払い
(5)その他審査委員会で認定した事項

第三条　見舞金の給付は審査委員会の調査決定により、次の区分により支給する。

(1)五万円　出かせぎ中死亡したとき
(2)三万円　出かせぎ中負傷又は疾病により一ヵ月以上家族の介護を必要とするもの。
(3)二万円　出かせぎ中負傷又は疾病により十日以上家族の介護を必要とするもの
(4)一万円　出かせぎ中負傷又は疾病により、家族の介護を必要としないが入院治療が二十日以上にわたるもの
(5)五千円　①出かせぎ中十日以上二十日未満にわたり休業して療養を必要とする負傷または疾病のとき　②賃金不払いなどのため事業所との話し合い出張する時
(6)三千円　出勤のまま、十日以上二十日以内治療を要する疾病又は負傷のとき

二、帰郷中の死亡、負傷、疾病については、審査委員会の決定により見舞金を給付することができる。

第四条　見舞金の給付をうけようとするものは給付申請書を会長に提出するものとする。

二、給付申請書には事故証明書および医師の診断書を添付するものとす。

第五条　審査委員会は見舞金を給付した場合は次の役員会に報告するものとする。

霧　氷

去る1月20日合川地方は、この冬一番の氷点下16.5度というきびしい寒さに見舞われた。前夜樹々に付着した霧が氷層をなし、一面すばらしい、雪国ならではの絶景と化した。（川井地内で）

技術の修得と体を鍛える

町内にある四つの小学校、そのすべてに専用のスキー場が完成した。西小学校では2月1日、スキー場開きと大会を兼ね、生徒、父兄約 500人が参加して日頃きたえた技と力を公開した。まさにスキー天国、そして健全な青少年育成の場でもある。

二月十五日（第三日曜）は家庭の日です

全県的な運動として、毎月第三日曜日を家庭の日に定めてから、既に五年目に入いろうとしています。これは強制するものでもなければ、されるものでもありませんが毎日を楽しく、張りをもって過ごすためには、明るい家庭こそがその基本となります。いまさらといわれる方もありましょうが、二月十五日は家庭の日です。次のことを参考にされてそれぞれの家庭の実情と合うように組み合わせ、家族みんなで話し合いや環境の整理をしましょう。

○雪おろしや道路の除雪にがんばりましょう。

屋根の雪、家屋の周囲の雪、道路の雪をよく取り除き、特に火災などに備え、非常口と道路の除雪をしっかりやりましょう。

○防火と避難について話し合い、方法や役割を考えておきましょう。

火の取扱いと点検は家族みんなでよく注意しましょう。

消火用器具の補充をしておきましょう。

○交通事故の防止にひとりひとりがとりくみましょう。

酒のみ運転による悲惨な事例を吟味して、運転者には決して酒を出さないよう特に道路や危険な場所で雪遊びをしたり、飛び出したりしないように注意し合い、訓練しましょう。

○「ネズミ」を一斉に退治しましょう。

「ネズミ」退治の好期になりました。町では二月十五日を「ネズミ」の一斉駆除日と致しました。冬の「ネズミ」一匹は春の百匹に相当するといわれています。この好機をのがさず、徹底的にネズミ退治をしましょう。

○出稼ぎに出ている家庭では便りを書くようにしましょう。

○春さきをむかえて幼児から交通意識、交通道徳をよく身につけておきましょう。

おかあさんと通話中の順子さん。

農集電話が開通
加入率76%を超える

待望の集団電話は、昨年の十月から着工していましたがこの程完成し、一月三十一日を期して全線が開通しました。この電話はダイヤル自動式で、下杉、八幡、名古屋市の愛知紡績、三木田地内に自動交換機を置き、全国主要都市のほとんどと即時通話が可能となったわけです。

一台あたりの費用は債券が六万円、工事加入費一万三百円で加入台数一、二一一台、一般電話四七二台を含めて七六、三三%の加入率となりました。

町ではこの開通を記念し

町営林事業で作業員を募集

町では基本財産を蓄積するため、長期的展望にたって造林事業を行なっています。

昭和三十五年からはじめたこの事業は、現在まで既に二百六十五ヘクタールを造林し、さらにこれからも毎年三十ヘクタール程度の造林を続けてゆくことになっています。

町では、この事業に必要な新規の作業員を、次の要領によって募集することにしましたのでおしらせします。

なお、詳しいことは役場の財政課へおたずね下さい。

○募集予定人員
約三十名

○雇用契約期間
毎年四月一日から十一月末日まで。

○作業班の体制を林業生産組合とし、待遇等については次によって検討中です。

(1)地拵い、下刈等は部分請負制または日給制とする。

(2)共済金の支払制度を創設する。

(3)失業保険、労災保険に加入し、長年勤続者を表彰する。

○申込締切り
三月二十日

希望者は健康診断書を添え、役場財政課へ申し込んで下さい。

西保育園が完成
総工費一、六八〇万円を投じて県内ではじめての完全暖房設備をして竣工した西保育園

保育園児募集中!!
申し込みは二月中に

昭和四十四年度の保育園児の募集が次のとおり行なわれます。

入園ご希望の保護者の方は、期日厳守のうえ、お申し込み下さい。

◇受付期間
二月一日から二月二十八日まで。

◇申込先
役場町民課、各保育園

◇注意事項
一、受付終了後の申し込みは、その都度町民課または保育園へ。
二、右の場合は、欠員が出るまで待っていただくことがあります。
三、入園決定者には三月中に直接連絡します。
四、申込用紙は、役場町民課と各保育園にあります。

所得税、個人事業税、住民税の申告について

ことしもまた所得税の確定申告、個人事業税及び住民税の申告の時期がやってまいりました。

当町の申告日程は次のようになっておりますので当日は忘れないで申告して下さい。なお、くわしいことは追って毎戸へお知らせいたします。

○2月18日　道城
○2月19日　上杉
○2月20日　下杉
○2月23日　川井
○2月24日　桃栄、梅栄、弥栄、金沢
○2月25日　八幡、美栄
○2月26日　木戸石
○2月27日　増沢
○3月2日　所得税、事業税等の申告相談
○3月3日　羽根山、羽立
○3月4日　新田目、福田
○3月5日　李信
○3月6日　杉山田、雪田
○3月9日　鎌沢
○3月10日　三木田、六当
○3月11日　三里
○3月12日　芹沢、西根田
○3月13日　東根田、大内沢
○3月16日　駅前

身体障害者の職業訓練生を募集

身体障害者の社会自立に役立てるため、東京に身体障害者職業訓練校があります。

一、期日
昭和四十五年二月十九日（木）午前十時三十分から午後四時まで

二、場所　米内沢警察署

三、申請に必要なもの
写真　ライカ版二枚
手数料　五〇円、印鑑　百

三、受付
一月中旬から受付けします。

入校資格
身体障害者で義務教育修了者、または同程度の能力を有する方。

訓練職種
事務、機械製図、時計、木工、塗装、製くつ、洋服、洋裁、和裁、編物、義肢装具、刻印、

訓練期間
一年（編物科六ヵ月）

募集期間
自昭和四十四年十一月十一日　至昭和四十五年三月七日

応募手続
役場町民課身障者係へお申し込み下さい。

○特典
訓練期間中は、月額約一万七千円～二万円の手当が支給され、寮（無料）の設備もあります。

駐在所だより
猟銃等講習会の開催について

昭和三十八年中に所持許可した猟銃、空気銃は今年四月三十日に許可更新することになっています。その際「猟銃等講習」または「猟銃者講習」の修了証明書の提示が必要な訳ですが、昭和四十四年十月に更新したとき、この証明書の提示がないため更新を拒否されたのが数多く見られました。

つきましては、今年四月の更新が約三百五十丁にものぼるところから、この事務をスムースにするため、米内沢警察署ではつぎの日程でみだしの講習会を開くことにしました。地区猟友会員の該当者のみならず初心者、経験者の方も受講するようお願いします。

一、期日
昭和四十五年二月十九日（木）午前十時三十分から午後四時まで

二、場所　米内沢警察署

三、申請に必要なもの
写真　ライカ版二枚
手数料　五〇円、印鑑　百

三、受付
一月中旬から受付けします。

ありがとう善意のご寄付

次の方々から、尊い浄財の寄付をいただきました。

町の社会福祉事業の基金に繰り入れ、有効に役立たせることにいたしました。

紙上を通じて厚くお礼申し上げます。

（町社会福祉協議会）

松橋由於氏　三里　叙勲記念として金一万円也
斎藤敬子氏　木戸石　母

慶弔だより
自十一月一日　至十二月三十一日

○おめでとう。ご健康をお祈りいたします。

松橋勝弘　二郎　長男　摩当・高橋光明　雄一　長男　下杉・藤島睦子　金三　長女　木戸石・松岡保佐一　三男　羽根山・疋田秀幸　秀雄　長男　上杉・金田勇紀　勇一　長男　摩当・鈴木一成　秀雄　長男　福田・関明子　正美　長女　梅栄・松橋美樹子　豊常　二女　道城・吉田厚子　鉄雄　長女　美栄・藤田孝二　成次　二男　川井・松橋勝人　三郎　二男　三里・金田順子　勝見　二女　羽根山・畠山巧　利雄　二男　木戸石・斎藤真郎　育郎　長男　駅前・佐藤正人肇　二男　下杉・柴田博幸　岩吉　長男　下杉・伊東千秋利也　長女　杉山田・佐藤由香里　吉男　長女　川井・白渡嘉也　喜三郎　二男　八幡岱・福岡美佳　敏弘　長女　三里・桜田渉子　助十郎　長女　東根田

以上二十二名

●謹しんでごめい福をお祈り申し上げます。

小笠原キク　増沢・伊藤フミ　杉山田・三浦喜蔵　三木田・工藤亀松　上杉・斎藤アキ　新田目・藤岡長一郎　羽立・斎藤チヨ　木戸石・後藤スヱ　下杉・奈良カネオ　増沢・関スヱ　上杉・梅田キヨ　羽立・福田ナカ　鎌沢

チヨさんの香典返しにかえて金一万円也
関　定雄氏　上杉　母スエさんの香典返しにかえて金五千円也
福田芳一氏　鎌沢　母ナカさんの香典返しにかえて金五千円也

庁内スポット

高橋宮雄　22歳

金田悦子　21歳

昭和四十一年三月、合川高校卒業と同時に町立合川病院勤務となり、以来、今日まで、窓口の会計係として患者の応待に努めてきた。

本人の言を借りると、患者さんにはもちろん治療が第一だが、窓口で親切にして暖かく迎えることが絶対基本ですというあたり彼女らしい。誠実でしかも情の深い性格がうかがえる。家庭では両親と祖母の四人暮しだが、一人娘のため、いわゆる、あとつぎになることをきっぱり宣言し、目下勤めの傍らその方面も修業中とか。

趣味＝（スポーツ、書道）

役場に勤務してことしで四年目、現在財政課で主として財政関係を担当し、複雑、ぼう大な数字と連日とりくんでいる。

仕事熱心でしかもファイトがあり、若いのにどんなむずかしいことでも確実にやってのけるので先輩、同僚を問わず大いに可愛いがられている。

スポーツも野球をはじめなんでもやり、背が高くハンサムなので、若い女性にモテ過ぎて困るときもあるとか……？。

昭和四十一年県立大館商業高校卒業、簿記一級、珠算三級を取得、八幡岱出身。

趣味＝（読書、ドライブ）

読んだら町外就職者や出稼ぎの方に送ってやりましょう。